

# 令和8年4月1日から認定路線が変わります

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、岩手県内において、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導1級又は2級検定合格警備員を1名以上配置しなければならない路線（認定路線）が、令和8年4月1日から次の表のとおり変わります。

路 線	区 間
1 国道4号	岩手県の全域
2 国道45号	岩手県の全域
3 国道46号	岩手県の全域
4 国道106号	全域
5 国道107号	岩手県の全域
6 国道282号	岩手県の全域
7 国道283号	全域
8 国道284号	岩手県の全域
9 国道342号	岩手県の全域
10 国道396号	全域
11 主要地方道盛岡環状線	全域